

Building trust PwC's Global Human Rights Statement

August 2017
日本語版



pwc

PwCグローバル人権声明（日本語）は、PwC Globalの英語による原文『Building trust - PwC's Global Human Rights Statement』を翻訳したものです。英語原文と解釈の相違がある場合には、英語原文が優先しますので、英語原文をご参照ください。（<https://www.pwc.com/gx/en/about/human-rights-statement.html>）



はじめに

PwCは、世界中のクライアントやコミュニティにサービスを提供する中で、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決するという目的の達成に努めています。私たちは日々これを実現するために一致団結し、倫理的責任に対する配慮が十分になされるよう、社内外の人々と互いに切磋琢磨しています。

私たちのグローバル行動規範（「行動規範」）は、私たちにどのような行動が期待され、どのようにすれば正しい行動をとることができるのかという点について共通の枠組みを定めています。行動規範を把握し、理解し、遵守することは、私たちのアイデンティティと存在意義の根本を成すものです。

私たちは、直接・間接を問わず、私たちが接するすべての人々の人権を尊重し、保護することが私たちの責任であると考えています。私たちの人権に対する揺るぎないコミットメントは、私たちの行動そのものや、国連グローバル・コンパクト¹などの自発的な取り組みに対する積極的関与に加え、PwCグローバル人権声明や関連する社内向けのガイダンス等に示されています。

私たちは、人権侵害への加担を回避し、適用される労働法及び雇用法を遵守し、国際的に認められた労働原則に従ってビジネスを遂行します。私たちの人権に対する取り組みは、既に私たちの人事、購買調達、コンプライアンス、CSR等の業務プラクティスにおいて十分に反映されています。

¹ www.unglobalcompact.org



適用範囲

本声明は、私たち全員に適用されるものです。本声明における「私たち」とは、PwCのパートナーおよびスタッフ、ならびにPwCネットワークを構成する個々の加盟法人を指します。また、私たちは、PwCまたはPwCのクライアント先においてPwCのために働くPwC以外のメンバーを含む私たちのサプライヤーやその他のステークホルダーに対しても、本声明に掲げる原則を尊重して頂くことを望んでいます。



原則

私たちは、

- 自らの事業活動による人権への悪影響の惹起または助長を回避し、また、そのような悪影響が生じた場合には、適時適切に対処します。
- 私たちの事業、製品またはサービスに関連する人権への悪影響については、私たちの取引関係を通じて回避又は軽減に努めます。
- 自らが人権への悪影響を惹起または助長したことを確認した場合、正当な手続を通じた救済を提供し、またはそれに協力します。
- 私たちの事業活動と影響力の及ぶ範囲内で、人権尊重の促進を支援する方法を探求します。



法律および規制

私たちは、業務を遂行する国・地域にかかわらず、現地の法令を遵守し、国際的に宣言された人権を尊重・促進するため、関係する当局との連携を図るものとします。

- 現地の法令が本声明よりも厳格である場合は、現地の規制要件が本声明に掲げる原則に加えて適用されます。
- 現地の法令が、本声明に掲げるコミットメントと矛盾する場合は、法令を遵守しつつ、私たちの影響力の及ぶ範囲内で人権意識向上に努めます。
- 現地の法令が本声明よりも厳格でない場合は、本声明に掲げるコミットメントを遵守します。

現地の法令が本声明と矛盾する場合、または現地の法令が本声明よりも厳格でない場合は、私たちの影響力の及ぶ範囲内で人権意識を高め、自らの事業活動を通じてグッド・プラクティス事例を提供することに尽力します。

それぞれの法域における適用法に加え、国際的に認められた人権基準がいくつか存在します。従って、私たちは、

- 国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定されている基本的権利に関する原則を含む、国際的に宣言された人権要件および基準に従って行動します。
- 国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）に従います。



方針

私たちの主要なステークホルダーについては、具体的に以下の事項にコミットします。

従業員（PwCのすべてのパートナーおよびスタッフ）に対して—私たちは、

- 成長の機会を提供し、継続的な学習を奨励することによって、人材に投資します。
- 職場の柔軟性とワーク・ライフ・バランスを推進する文化の醸成に努めます。
- 職場でのハラスメントや差別を許容しません。
- 公平な賃金と福利厚生を提供します。
- あらゆる種別の団体を結成し、またはこれに加入する権利²を尊重します。
- 従業員の健康と安全を守り、心身の健康を促進します。
- 安心して働ける職場環境を提供します。
- 強制労働、拘束された労働もしくは自由意志に基づかない労働は容認しません。
- いかなる児童労働も許容しません。

サプライヤーに対して—私たちは、

- 私たちに提供された製品やサービスが人権侵害に直結しているとの懸念がある場合は、私たちの期待値を伝え、関係するサプライヤー（既存のサプライヤーおよび潜在的なサプライヤー）との間で共通理解を形成するための土台として本声明を活用し、必要に応じてこれらの影響を軽減するために協力します。

クライアントに対して—私たちは、

- 私たちのサービスがクライアントによる人権侵害に直結する懸念がある場合は、かかる懸念について関係する当事者と相談の上、影響の軽減に尽力し、私たちのサービスが人権侵害を助長することはないと確認できた場合に限り、サービスを提供するものとします。
- 私たちの誠実性が疑問視される可能性のあるクライアントや案件からは手を引くものとします。

² 当該活動が、適用される兼職規定（規制要件に対応した独立性を保持することを含め、ビジネス・リスクを管理することを目的とする）およびその他の法令に抵触しない場合に限る。





通報受付処理および救済

私たちは、私たちの活動に関する懸念または本声明を含む私たちの方針に対する違反の疑いがある場合には、声を上げ、報告することをすべてのステークホルダーに対して推奨しています。ステークホルダーが問題の報告をしやすいよう、グローバルおよびローカルの両レベルで通報窓口を設けています。通報受付・処理に関する詳細は、行動規範に記載されています。

また、私たちの事業活動が人権侵害を惹起または助長していることが疑われる場合は、報告された懸念事項を調査し、対処・対応すると共に、違反行為に対して適切な是正措置を講じるものとします。



ガバナンス

すべてのPwCパートナーおよびスタッフは、本声明に従うことが求められます。グローバルの人事部門、法務部門およびCSRチームは、ステークホルダーとの継続的な関係に鑑み、新たな規制要件やグッド・プラクティスを反映するために、本声明を定期的に見直す責任を負うものとします。

私たちは、本声明の周知を私たちの従業員に対して徹底すると共に、私たちが人権問題に取り組む上で、社内外のステークホルダー(サプライヤーおよびクライアントを含む)との共通理解を図るための土台として本声明を必要に応じて活用します。



www.pwc.com